

国体公開競技 公認ジュニアコーチ・公認審判員の新設に関する提案

2013年6月15日 第82回理事会・第2回定時社員総会

共同提案：選手強化委員会，ジュニア普及委員会，
審判委員会，太極拳指導員委員会

提案趣旨：2019年第74回国体（茨城）から2022年までの4年間，武術太極拳が国体公開競技として実施される。国体公開競技を，武術太極拳普及を新たな次元への飛躍の機会として位置づけ，日本連盟として全力をあげて取り組む。4月27日に本部研修センターにおいて専門委員会合同会議を開催し，選手強化委員会，ジュニア普及委員会，審判委員会，太極拳指導員委員会の4委員会の役員等計17人が参加して，国体公開競技種目を普及向上させるための協議を行った。協議の結果，「国体公開競技種目（以下，国体種目と言う）公認ジュニアコーチ，公認審判員」制度を新設することとし，下記の通り提案する。

1. 国体種目 公認ジュニアコーチ：

- 1) 種別：①国体種目 長拳2級ジュニアコーチ＝「初級長拳」の指導法を習得したコーチ
②国体種目 長拳1級ジュニアコーチ＝「国際第1套路長拳」の指導法を習得したコーチ
③国体種目 太極拳ジュニアコーチ＝ 「ジュニア太極拳2」および「26式太極拳」の指導法を習得したコーチ

2) ジュニアコーチの職責：

国体種目「公認ジュニアコーチ」は，各都道府県連盟と所属団体が実施する各種の国体種目講習会等で講師を担当し，各都道府県におけるジュニア選手を育成する。

3) 資格取得：

7ブロックが主管して開催する「国体種目公認ジュニアコーチ ブロック研修会」に2回以上参加したうえで，ブロックが主管して実施する「国体ジュニアコーチ 認定試験」を資格種別ごとに受験して合格した人に，種別ごとのジュニアコーチの資格を付与する。

4) 「国体種目公認ジュニアコーチ ブロック研修会」および「国体種目公認ジュニアコーチ 認定試験」の運営：

日本連盟ジュニア普及委員会，選手強化委員会のコーチと各ブロックのジュニアコーチが共同で研修会の技術指導を担当し，ブロック別の「国体ジュニアコーチ運営委員会」が運営を担当する。

5) 教材：「初級長拳」と「国際第1套路長拳」のテキストを，日本連盟ジュニア普及委員会と選手強化委員会が共同で制作して頒布する。太極拳は，「ジュニア太極拳2」については，既存のDVDを参考資料とする。26式太極拳の教材は追って制作する。

6) 事業日程：

- (1) 本年度8月～3月に，各ブロックで1～2回の「ブロック研修会」を実施する。
- (2) 来年度（2014年度）も引き続き，各ブロックで「ブロック研修会」を実施する。併せて，2014年度からは，資格種別の「資格認定試験」を実施し，公認ジュニアコーチを養成する。「資格認定試験」の受験料，登録料等の詳細は追って決定する。

7) その他の詳細規定については，本年度に「ブロック研修会」を重ねて開催するなかで，協議して定める。

2. 国体種目 公認審判員：

- 1) 種別：①長拳審判員＝「初級長拳」および「国際第1套路長拳」の審判法を習得した審判員
②太極拳審判員＝「ジュニア太極拳2」および「26式太極拳」の審判法を習得した審判員

2) 国体種目公認審判員の職責：

国体種目「公認審判員」は，各都道府県連盟と所属団体が実施する各種の競技大会で，国体種目競技の審判を担当する。また，各都道府県におけるジュニア選手育成を支援する。

3) 資格取得：

7ブロックが主管して開催する「国体公認審判員ブロック研修会」に1回以上参加したうえで，プロ

ックが主管して実施する「国体公認審判員 認定試験」を資格種別ごとに受験して合格した人に、種別ごとの国体公認審判員の資格を付与する。

なお、長拳種目においては、国際武術連盟が制定した「2005年国際競技規則」に基づいて、研修と試験を行う。

- 4) 「国体種目公認審判員 ブロック研修会」および「国体種目公認審判員 認定試験」の運営：
日本連盟審判委員会と各ブロックの審判委員会が共同で研修会の指導を担当し、ブロック別の「国体公認審判員運営委員会」が運営を担当する。
- 5) 教材：研修会と認定試験のために、DVD教材等を追って整備する。
- 6) 事業日程：
 - (1) 来年度（2014年度）から各ブロックで「ブロック研修会」を実施する。
 - (2) 2015年度から、資格種別の「資格認定試験」を実施し、公認審判員を養成する。「資格認定試験」の受験料、登録料等の詳細は追って決定する。
- 7) その他の詳細規定については、来年度に「ブロック研修会」を重ねて開催するなかで、協議して定める。

以上